

入札者注意書

日本郵便株式会社

一般競争方式、指名競争方式（総合評価落札方式を含む。）及び見積合わせ方式は、日本郵便株式会社から別に公告又は通知した事項のほか、この注意書の定めるところにより入札を行う。

1 入札書の記載方法

(1) 入札書は日本語で記載すること。

なお、金額については日本国通貨とする。

(2) 入札書は所定の様式によること。

(3) 記載項目は次のとおり。

ア 入札金額

(ア) 入札書に記載する金額は、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）を除いた金額とすること。

なお、契約金額は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、入札書に記載された金額に消費税等（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）を含めた金額とする。

(イ) 入札金額には、調達物品の本体価格のほか、輸送費、保険料及び関税等一切の諸経費を含めること。

(ウ) 当社が求める範囲で、内訳を明らかにすること。

イ 品名（件名）

調達する物品等の品名（件名）として示したものとする。

ウ 年月日

入札・開札の年月日とする。ただし、郵便による入札の場合の日付は、入札書を作成した年月日とする。

エ 入札者氏名及び押印等

(ア) 入札者氏名は、法人の場合はその名称又は商号及び代表者の氏名とし、押印するものとする。

(イ) 外国業者にあつては、署名をもって押印に代えることができる。

2 入札書の提出方法

入札者は次の方法により入札書を提出しなければならない。

(1) 別に指定した場合を除いて、入札・開札の日時に入札書を入札箱に投かんする。

なお、入札書の提出場所及び期限があらかじめ指定されている場合は、それに従い期限までに提出する。

(2) 郵便（書留郵便又は特定記録郵便に限る。）による場合は、入札書を封筒に入れ封印し、かつその表面に入札者氏名（法人の場合はその名称又は商号、代理人の場合は入札者の氏名及び代理人の氏名を含む。）及び「 月 日開札「入札品名」の入札書在中」と記載し、初度入札の入札書在中の封筒には「1回」と、再度入札の入札書在中の封筒には「2回」と記載して、それらをまとめ別の封筒に入れ、表面に「入札書在中」と記載して、入札公告に示した日時までに、入札公告に示した場所宛て郵送（必着）しなければならない。ただし、競りによる入札の場合は初度入札後、直ちに競り下げに移行し、郵便入札の場合は競りに参加できないため、初度入札用の入札書のみを郵送すること。

なお、電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。

また、見積合わせ方式の郵便による入札は、事前に認められたものに限る。

(3) 入札者は、提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることはできない。

3 代理人による入札

- (1) 代理人が入札する場合には、入札書に入札者の氏名（法人の場合はその名称又は商号及び代表者の氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印をしておくとともに、入札日時（又は入札書の提出日時）までに委任状を提出しなければならない。
- (2) 入札者又はその代理人は、1の入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。

4 入札書の無効

次の各号のいずれかに該当する入札書は無効とする。

- (1) 競争に参加するための条件を満たさない者又は指名しない者により提出された入札書
- (2) 委任状のない代理人により提出された入札書
- (3) 代理人が入札する場合、入札者の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印のない入札書
- (4) 2人以上の入札者の代理をした者により提出された入札書
- (5) 同一の者により提出された2以上の入札書
- (6) 郵便で差し出された場合において、入札公告に示した入札日時に指示する場所に到着しなかった入札書
- (7) 入札公告等に示した入札・開札の日時又は締切日時までに指示する場所に提出されない入札書
- (8) 記載事項が不備な入札書
 - ア 入札金額が不明確な入札書
 - イ 入札金額の記載を訂正した入札書で、訂正について押印のないもの
 - ウ 品名・数量が調達する物品の品名・数量として示したものと異なる入札書
 - エ 調達する物品等又は役務の名称、数量及び合価の記載のない入札書
 - オ 入札者及び代理人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名。代理人の場合は入札者の氏名及び代理人の氏名）の判然としない入札書
 - カ 押印のない入札書
 - キ 郵便で差し出された場合において上記2(2)に定める記載のない入札書
 - ク その他記載事項が不備又は判読できない入札書
- (9) 明らかに連合によると認められる入札書
- (10) その他入札に関する条件に違反した入札書

5 入札書の内訳金額と合計金額が符合しない場合

落札後、入札者に内訳を記載させる場合があるので、内訳金額が合計金額と符合しないときは、合計金額で入札したものとみなす。この場合において、入札者は、内訳金額の補正を求められたときは、直ちに合計金額に基づいてこれを補正しなければならない。

6 秩序の維持

- (1) 「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」（昭和22年法律54号）の厳守
入札者は「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」に抵触する等、次に掲げるような行為を行ってはならない。
 - ア 入札者は入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札者と入札金額又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札金額を定めなければならない。
 - イ 入札者は、落札決定の前に、他の入札者に対して入札金額を意図的に開示してはならない。
 - ウ 公正な価格を害し又は不正の利益を得るための連合をしてはならない。
- (2) 入札執行中、入札場所において次の行為に該当すると認められる者を、入札場外に退

去させることがある。

なお、入札執行者が特に必要と認める場合は、当該入札を延期し、又はこれを中止することがある。

ア 公正な競争の執行を妨げ、又は妨げようとしたとき。

イ みだりに私語を発し、入札の秩序を乱したとき。

7 開札

- (1) 開札は入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。

なお、立会者は1名に限る。ただし、入札者又はその代理人が立ち合わない場合は日本郵便株式会社の社員を立ち合わせて行う。

- (2) 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場所に入室することはできない。

- (3) 入札者又はその代理人は、開札場所に入室しようとするときは、入札関係社員の求めに応じ、身分証明書を提示しなければならない。ただし、入札の権限に関して委任を行う場合は、遅くとも入札の前までに委任状を提出する。

- (4) 入札者又はその代理人は、契約責任者等又はその補助者が特にやむを得ないと認めた場合のほか、開札場所を退出することができない。

- (5) 入札及び見積合わせ方式の開札結果は、入札締切後、速やかに発表を行う。

- (6) 開札した場合において、各人の入札のうち日本郵便株式会社が定める金額の制限に達した価格のない場合には、直ちに再度の入札を行う。再度入札時に入札書の提出がない場合は、再度入札を辞退したものとして扱う。(郵便により入札に参加している場合で、再度入札分の入札書を事前に提出している場合を除く。)

なお、再度入札を行っても落札者がいない場合には、日本郵便株式会社が定める金額に最も近い入札者から順に価格交渉(一者指定契約)に移行するので見積書(所定の様式)も複数枚用意しておくこと。

8 競りによる入札等の実施

競り下げ(上げ)による入札の場合は、初度の入札を開札し、最低(最高)価格を入札者に通知し、入札者相互間の競り下げ(上げ)による入札を行う。ただし、複数の者による入札でなかったときは、競り下げ(上げ)による入札を行わない。

なお、入札書は、複数枚準備しておくこと。

9 落札者の決定方法

- (1) 日本郵便株式会社が定める金額の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。ただし、その入札が、相手方となるべき者が申し込んだ価格によった場合は、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認められるときは、最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とせず、日本郵便株式会社が定める金額の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とすることがある。

- (2) 落札者となるべき者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。また、入札者又は代理人がくじを引くことができないときは、入札執行事務に関係のない社員がこれに代わってくじを引き落札者を決定するものとする。

- (3) 契約責任者等は、落札者を決定したときに入札参加者にその氏名(法人の場合はその名称)及び金額を口頭で通知する。ただし、(1)のただし書きにより落札者を決定する場合においては別に書面で通知する。

10 落札決定の取消

次の各号のいずれかに該当するときは、落札の決定を取り消す。ただし、契約責任者が、

正当な理由があると認めたときはこの限りでない。

- (1) 落札者が、契約責任者から求められたにもかかわらず契約書の取り交わし（又は請書の提出）を行わないとき。
- (2) 落札者が入札書の内訳金額と合計金額が符合しない場合で、上記5により内訳金額の補正を求められたにもかかわらず入札書の補正をしないとき。
- (3) 入札に関して虚偽又は不誠実な行為があったとき。

11 契約書（又は請書）の作成等

- (1) 入札を執行した結果、落札者となった入札者は、遅滞なく契約書の取り交わし（又は請書の提出）を行うものとする（契約責任者が契約書の取り交わし又は請書の提出を求めない場合はこの限りではない。）。ただし、契約は落札時に成立したものとする。
- (2) 契約書（又は請書）において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (3) 契約書（又は請書）の作成
 - ア 契約書は2通作成し、双方各1通を保管する。
 - イ 請書は1通作成し、日本郵便株式会社で保管する。
 - ウ 契約書（又は請書）の作成に要する費用のうち落札者側に発生する費用は全て落札者の負担とする。
 - エ 当社が別に定める要件を満たす場合、電子契約書又は電子請書とすることも可能とする。
- (4) 契約書（又は請書）の作成を省略した場合
契約書（又は請書）の作成を省略した場合においても、落札者は以下のホームページに掲載された標準契約書の各条項（契約条項）を承諾の上、確実に履行する。

URL <https://www.japanpost.jp/procurement/general/index03.html>

日本郵政ホームページ→ 日本郵政グループについて→ 調達情報・公告→

調達情報→ 日本郵便株式会社用→ 契約条項

12 競争に参加することができない者

- (1) 次の事項に該当する者は、競争に参加することができないものとする。
 - ア 次の(ア)から(カ)のいずれかに該当し、当社が取引先として不適当と認めた者。（これを代理人、支配人その他の使用人として使用するものについても同様とする。）詳細については、別表参照
 - (ア) 不正又は不誠実な行為をした者
 - (イ) 不法行為をした者
 - (ウ) 契約の履行に当たり、契約義務違反のあった者
 - (エ) 安全管理の措置が不適切であると認められる者
 - (オ) 契約相手方として不適切であると認められる者
 - (カ) その他、会社に損害を与えた者
 - イ 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者。ただし、制限行為能力者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。
 - ウ 日本郵政グループ以外の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により控訴を提起された者で、その事実があった後、1年を経過していない者。代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても同様とする。
 - エ 特別清算開始、破産手続開始、民事再生手続開始若しくは会社更生手続開始の申立てをし、若しくはされた者。ただし、当該手続の終結の決定を受けた者は除く。
 - オ 自己若しくは自己の役員等（役員、実質的に経営権を有する者、代理人、使用人その他の従業者をいう。以下オにおいて同じ。）又は自己の委託先（委託が数次にわたるときは、その全てを含む。）若しくはその役員等が次の(ア)から(カ)のいずれかに該当する者。

- (7) 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下この項において「暴力団等」という。）であること。
 - (イ) 暴力団等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
 - (ロ) 暴力団等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
 - (エ) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団等を利用していると認められる関係を有すること。
 - (オ) 暴力団等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
 - (カ) 暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有すること。
- なお、(7)から(カ)の規定において、次の(キ)から(ス)に掲げる用語の意義は、当該(キ)から(ス)に定めるところによる。
- (キ) 暴力団 その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。
 - (ク) 暴力団員 暴力団の構成員をいう。
 - (ケ) 暴力団準構成員 暴力団又は暴力団員の一定の統制の下にあって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれがある者又は暴力団若しくは暴力団員に対し資金、武器等の供給を行うなど暴力団の維持若しくは運営に協力する者のうち暴力団員以外のものをいう。
 - (コ) 暴力団関係企業 暴力団員が実質的にその経営に関与している企業、暴力団準構成員若しくは元暴力団員が実質的に経営する企業であって暴力団に資金提供を行うなど暴力団の維持若しくは運営に積極的に協力し、若しくは関与するもの又は業務の遂行等において積極的に暴力団を利用し暴力団の維持若しくは運営に協力している企業をいう。
 - (サ) 総会屋等 総会屋、会社ゴロ等企业等を対象に不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。
 - (シ) 社会運動等標ぼうゴロ 社会運動若しくは政治活動を仮装し、又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。
 - (ス) 特殊知能暴力集団等 (キ)から(シ)までに掲げる者以外のものであって、暴力団との関係を背景に、その威力を用い、又は暴力団と資金的なつながりを有し、構造的な不正の中核となっている集団又は個人をいう。
- (2) その他、個別の案件の参加資格につき、当社が審査を行う。

13 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 契約保証金
免除
- (3) 契約代金の支払方法、支払場所及び支払時期
 - ア 支払方法及び支払場所等
郵便振替による届出郵便振替口座又は銀行振込による届出金融機関口座
 - イ 支払時期等
契約の履行を完了し、検収完了の確認に合格したときは、支払請求書を受理した日から30日（ただし、支払期日に当たる日が土曜日、日曜日、祝日の場合はその前営業日）以内に支払う。

なお、支払代金に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。
- (4) 入札者は、入札後においては、入札者注意書等に掲げた事項、仕様書、図面、見本及

び現品並びに契約書案又は契約条項及び明細書の不知又は不明を理由として異議を申し立てることができない。

(5) 落札者の入札に関して虚偽又は不誠実な行為があった場合は、契約を解除することができるものとする。

(6) 品質確認、検収及び検収完了の確認は契約条項の定めるところにより行う。

なお、実施場所は、指定する日本国内の場所とする。

(7) 日本郵政グループにおいては、日本郵政株式会社が2008年5月に「グローバル・コンパクト」に参加し、国連グローバル・コンパクトの定める4分野（人権、労働、環境、腐敗防止）10原則を支持しています。取引先においても、同コンパクトの内容に配慮した活動への取組をお願いします。

取引先として不適当と認める項目の詳細

項目	要 件
1 不正又は不誠実	(1) 契約の履行に当たり故意に製造を粗雑にし、又は品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき
	(2) 落札又は見積額決定後、契約締結の拒否・辞退があったとき
	(3) 入札説明書又は入札者注意書の定めに違反した行為があるとき
2 不法行為	(1) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）に違反し、公正取引委員会から命令又は刑事告発を受けたとき
	(2) 会社の社員に対して行った贈賄又は詐欺等の容疑により逮捕又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき
3 契約義務違反	(1) 落札者の責めに帰すべき理由により契約の解除をしたとき
	(2) 契約不履行をしたもの
	(3) 契約の履行に際して知り得た会社の秘密を第三者に漏らし、又は利用したとき
	(4) 履行遅滞があったとき（納期の猶予を認めた場合）
	(5) 品質確認不合格で、特に措置する必要があると認められるとき（減価採用を認めた場合）
	(6) 隠れたかしが発見された物品の納入をした者で、特に必要があると認められるとき
	(7) その他の契約違反があったとき
4 安全管理の措置が不適切	工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆若しくは工事者に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害（軽微なものを除く。）を与えたと認められるとき
5 不適切な相手方	(1) 会社との契約に係る事案で会社に損害を与えたとき
	(2) 社会的に問題となり、その反響度合いが著しくマスコミ等で大きく取り上げられ、特に必要があると認められるとき
	(3) 会社が競争に参加する者の要件として提出を求めた調査資料に虚偽の記載があったとき
	(4) 上記各号に該当するもの以外で、契約の相手方として不適切と認められるとき